

下関市メインキャラクター「せきまる」デザイン使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、下関市（以下「本市」という。）のPR及び誰からも愛されるキャラクターとしての認知度向上に寄与するため、下関市メインキャラクター「せきまる」のデザイン（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領におけるキャラクターとは、別添せきまるデザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げるデザインとする。

(キャラクターの使用)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、キャラクターの使用が、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、届出又は申請により使用することができる。

- (1) 法令、又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (2) 本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがあるとき
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業又はその広告等に利用されるとき
- (5) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条の規定による暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等が使用するとき
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき
- (7) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれのある場合
- (8) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき

(申請等)

第4条 非営利を目的としてキャラクターを使用しようとする者は、下関市シティプロモーションホームページ又は下関市公式ホームページに設置する電子申請の「せきまるデザイン使用届出フォーム」により、届出しなければならない。

2 営利を目的としてキャラクターを使用しようとする者は、下関市シティプロモーションホームページ又は下関市公式ホームページに設置する電子申請

の「せきまるデザイン使用承認申請フォーム」により申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(承認)

第5条 市長は、前条第2項の申請があつたときは、承認の可否を決定し、メールにより申請者に通知するものとする。

2 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 キャラクター使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出又は承認された内容のみに使用し、他の用途には使用しないこと
- (2) 本市が提供する画像データを使用すること
- (3) マニュアルに定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと
- (4) 市長が認める場合を除き、規格外の展開、一部使用など、応用使用しないこと
- (5) キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (6) 商標法等に基づく新たな権利を設定しないこと
- (7) 原則として、物品等には、「©下関市」又は「下関市 せきまる」の表記を付すること

(承認内容の変更)

第8条 第5条により、キャラクター使用の承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、第4条第2項に基づき、あらためて申請を行い、その承認を受けなければならない。

(使用状況の報告等)

第9条 市長は、キャラクターの使用の届出をした者又は使用の承認を受けた者に対し、キャラクターの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、第5条によりキャラクター使用の承認を受けた者が、この

要領又は承認内容に反してキャラクターを使用していると認められたときは、その承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、原則としてメールにより通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物件への使用、配布、掲示、及び販売等をしてはならない。
- 4 市長は、承認取消の通知をした日以前に、配布や販売等をした当該承認に係る物件の回収等の措置を指示することができる。
- 5 市長は、第4条第1項に定める届出により、キャラクターを使用している者が、この要領に違反したときは、その使用を差し止め又は必要な指示を行うことができる。

(責任の制限)

第11条 本市は、次の各号に掲げる場合において、損害賠償、損失補償、その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

- (1) 前条の規定による、キャラクター使用の承認の取り消し又は使用の差し止めにより、使用物件の回収その他キャラクター使用に係る損害が生じた場合
- (2) キャラクター使用の承認又は届出により使用している者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合

(経費等の負担)

第12条 本市は、この要領によるキャラクターの使用申請などの手続き及びキャラクターの使用に係る経費を一切負担しない。

(事務局)

第13条 本要領に関する庶務を処理するため、事務局を下関市総合政策部広報戦略課に置く。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの取り扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月17日から施行する。

附 則

別紙3

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。